

富里市農業協同組合 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年 4月 1日～平成32年 3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成29年 4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成30年 4月～ 制度に関するパンフレット等作成し職員に周知

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の女性職員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 平成29年 4月～ 相談窓口の設置について検討
- 平成29年10月～ 相談員の研修
- 平成30年 4月～ 相談窓口の設置について職員への周知

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間15日以上とする。

<対策>

- 平成29年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成30年10月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する。